

平成 24 年 3 月 2 日
放射性物質により汚染された廃棄物の受け入れ及び管理について
「放射性物質から生命を守る市民の会」の要請事項及び質問事項に対する回答

大平興産株式会社

I.前文—基本的事項

1.当社の社会的責務

当社の社会的責務は、廃棄物の適正処理を実行することによって円滑な産業活動の推進又は市民生活の維持に貢献すること及び廃棄物の処理に伴い生じる周辺住民の生活環境に与えるリスクを最小限に抑えることである。

当社が排出企業から受け取る料金は上記のような適正処理の実行に対する対価である。
対価を受け取って当社が引き受けた廃棄物については、当社が責任を持って管理する。

2.放射性物質に汚染された廃棄物の特殊性

現在問題になっている放射性物質に汚染された廃棄物は、東京電力福島第一発電所の事故という特殊な出来事により発生した、正確には通常の廃棄物が危険度の高い廃棄物に変質した、という点において通常の産業活動又は市民生活によって発生した廃棄物とは性格を異にしている。
そのために元もとの発生元のみでなく東京電力ないしは国にも処理責任が生じてくると考えられる。

放射性物質自体にも、通常の有害物と異なり人体の中に入らなくても人体の近くに存在するだけで危害をもたらすという特殊性がある。そのためにセメント化などの再資源化ができず埋立処分のほかに処理方法がないという事態が生じている。

また、放射性物質は危険性が消失するまでに長い時間を必要とする。
そのような特殊性故に冒頭に記した原則を堅持するだけでは対処することができない状況が出てくる可能性も考えられる。状況によっては国に一定の関与を要請せざるを得ないと思われる。

3.放射性物質により汚染された廃棄物の法的扱いについて

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 2 条において、この法律で扱う「廃棄物」について「ただし、放射性物質及びこれにより汚染された物を除く。」とされているが、平成 24 年 1 月 1 日に施行された特別措置法の第 22 条において「廃棄物処理法」の規定を補填する規定がなされた。

したがって、平成 24 年 1 月 1 日以降は放射性物質により汚染された廃棄物の法上の位置は明確にされたものと考えられる。

それ以前の放射性物質により汚染された廃棄物の扱いは、法的には「空白領域」にあると考えられる。
ただし、問題の下水汚泥や家庭ごみはもともと廃棄物であったものが放射性物質によって汚染されたのであって、放射性物質により汚染されたが故に廃棄物になったものではない。
当社としては、法律上の論議よりも廃棄物処理に関する下水処理場等からの要請を重視して、放射性物質に汚染された廃棄物の埋立処分を実施してきた。

4.基準値の科学的根拠

平成 23 年 6 月 16 日に原子力安全委員会から出された通知及び平成 24 年 1 月 1 日に施行された特別措置法において、埋立基準として定められた「8,000Bq/kg 以下」という数値の科学的根拠は、そのことが記載されているとされる文書を見ても私どもには理解することができない。

(一般論として廃棄物の埋立基準は溶出値、すなわち浸出水にどの程度溶出するかを基準にして数値が決められているが、今回の基準はその廃棄物に係る作業者の安全性をもとに定められたようであり、少なくともその点において特殊である。)

当社に今回の基準値の科学的根拠を明示する能力はない。

当社としては、少なくとも国が示した基準を遵守しつつ、技術的経済的に実行することができる最大の措置を実行し、周辺住民及び当社従業員へのリスクの低減をはかることが重要なことと考える。

5.放射性物質によって汚染された廃棄物の管理

放射性物質も、一定の場所に完全に(十分な遮蔽能力を持つて)封じ込めることができれば人体に害を及ぼすことはない。

当社が受け入れた廃棄物についても「放射性物質を処分場の外に出さない」という考え方で管理を行ってきた。現在までのところ放流水に含まれる放射性物質は1ベクレル/キログラム以下におさえられている。今後とも埋立地及び水処理設備の管理に注意し、このレベルを維持してゆきたい。

また、ゼオライトの準備のほか、より効率のよい放射性物質除去方法の模索を行いたい。

6.災害対策

廃棄物の埋立地について、大きな災害が起こっても廃棄物そのもの及び浸出水が処分場外へ流出することがないように努力をすることは当社の基本的責務である。同時に、万が一に備え、周辺住民に被害を及ぼすような事故を起こしたときに経済的補償を行うことができるよう準備しておくことも必要である。

また、明らかに一企業の努力によつては補償することが困難であるような自然災害等に対しては、今回の原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れた処分場については、国が一定の関与を持つような仕組みを作ることが必要であると思われる。

i) 大災害に備えて当社が行うべきこと

- ①堰堤、水処理設備等の処分場構造物の管理及び整備を徹底する。
- ②緊急事態に備えた人的物的体制を強化する(緊急連絡網の整備、訓練の積み重ね、工器具類の拡充、燃料の備蓄、等)。
- ③埋立地内の保有水量を最小にする(堰堤に対する圧力の低減)。
- ④放射性物質に汚染された廃棄物の埋立位置。埋立量等に関する記録、そのような廃棄物の管理方法に関する手順書等を永久保管し、将来にわたって「放射性物質を処分場外に出さない」という考え方を堅持する。

五) 国に対して要請した方がよいと思われる事項

- ①放射性物質に汚染された廃棄物を埋立処分した処分場については、跡地を住宅、医療・教育施設、商業施設、農地等へ転用することを禁ずる法律の制定
- ②明らかに処分場経営者に責任がないと考えられ、かつ民間企業一社の力では解決することが不可能と考えられる大災害(例として巨大隕石の落下、他国による軍事攻撃等)に対しては、放射性物質を受け入れた処分場については、国が解決を援助する仕組みの制定
- ③放射性物質により汚染された廃棄物を受け入れた処分場については、万が一倒産等の結果維持管理が不可能となつたときは、国が維持管理を行う仕組みの制定上記のほかにも維持管理上の困難な問題が発生する可能性を考えるべきであらうが、基本的に問題の解決には当社が責任を持って当たる、また可能な限り技術的に前向きに解決する、という姿勢をとるべきであるとする。

7.処分場廃止の要件等について

前項に関連して、国に対して、放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れた処分場の廃止の要件等を明示されるよう求めたい。

8.国による技術上の支援の要請

国に対しては、技術上の支援を強く求めたい。

具体例として、放射性セシウムを除去するためにはゼオライトよりも「プルシアンブルー」が有効といわれているが、「プルシアンブルー」の早期実用化、その使用方法の確立等、放射性物質が処分場外に出ることを防止するための技術の開発、またそのような技術に関する情報開示等を求めている。

9.より確実な処理

今最も重要なことは放射性物質を生活圏から取り除いて、少しでも早く放射能の脅威から人々を解放することである。

現在、不幸にして放射性物質は市民生活の隅々まで広がっている。そのため、廃棄物にある程度の放射性物質が入り込むことは避けることができない。

そのような現実がある以上、放射性物質により汚染された廃棄物を少しでも確実な方法で処理することが必要であると思われる。

当社としてはそのような考えで廃棄物を受け入れてきたが、受け入れた以上、放射性物質を極力外に出さない、確実に処分場内に封じこめる、という考えで対処してきた。

それが正しかったと言えるかどうかは、今後の検証に待たなければならない。

しかし、たとえば下水処理場や家庭ごみ焼却口場にフレコンに入れてばいじん等を保管するよりは、当社処分場で埋め立てを行つたほうが、まだ危険性は少ないのではないと思われる。

「完全な封じ込め」を達成することは困難であらうが、当社としては、そのような方向で努力を続けていき

たい。

II.個別回答

[要請事項]に対して

1.搬入量等の公表→別表

2.安全と考える根拠

「放射性物質を搬入しても安全だ」と言い切る根拠はありません。
前文に記したように「放射性物質を外に出さない」よう処分場の管理を続けていきます。

3.住民説明会

処分場を取り巻く情勢等に大きな変化があれば住民説明会を行います。

4.搬入停止

市民生活を維持することに貢献したいという考えですので、直ちに搬入停止に応じることは困難です。

[質問事項]

1.放射性物質の混じったがれき類の搬入

i) A 社がれき類を含む廃棄物

①抜き取り検査(平成 23 年 11 月 29 日)セシウム 134:18 ベクレル/キログラム

セシウム 137:19 ベクレル/キログラム

計 :37 ベクレル/キログラム..

②表面線量測定(廃棄物表面から 5cm の位置における空間線量率)

平成 23 年 5 月 23 日 :0.12 μ Sv/h

平成 23 年 6 月 1 日 :0.09 μ Sv/h

平成 23 年 11 月 29 日 :0.02 μ Sv/h

五) B 社がれき類を含む廃棄物..

①表面線量測定(廃棄物表面から 5cm の位置における空間線量率)

平成 23 年 6 月 1 日 :0.13 μ Sv/h

血) C 社がれき類..

①表面線量測定(廃棄物表面から 5cm の位置における空間線量率)

平成 23 年 6 月 1 日 :0.19 μ Sv/h

放射性物質の混じったがれき類の搬入がなかったとは言い切れませんが、千葉県内のがれき類しか受け入れていないので特に心配はしていません。

2.雨水等との接触

- ・雨水が埋立地に浸透し廃棄物に接触して浸出水になります。
- ・放射性物質を埋立てている処分場の浸出水は昨年 10 月から 12 月にかけて放射性セシウムが 1~6 ベクレル/キログラム検出されましたが、現在は「不検出」(1 ベクレル/キログラム以下)に戻っています。
- ・放流水は一貫して「不検出」(1 ベクレル/キログラム以下)です。

。地下水との接触は遮水シートが切れるようなことがあれば接触します。現在までそのような事は起こっていません。

3.積み置き

積み置きはしていません。

4.従業員の安全性確保

。年間の被曝量を 0.5mSv 以下に抑える。そのために表面線量(廃棄物表面から 1m の距離における空間線量率)が 0.5 μ Sv/h を超える廃棄物は受け入れないこととした。

・放射性ばいじん対応のマスク使用(平成 23 年 8 月 2 日)

。個人線量計の着用(平成 23 年 12 月 29 日)

平成 24 年 1 月実績:最大 0.018mSv →年 0.22mSv

5. 自主管理規定

。目的 :河り||の汚染防止、従業員及び周辺住民への健康被害防止

・県の指導:平成 23 年 6 月 22 日に作成指示をいただきました。

6.放射能を帯びた水が処分場外に出た場合

- ・水処理設備からの放流を止めます。
- ・放流先で土嚢等で堰きとめポンプで回収します(延々と流出する事態の回避)。
- 。そのような事故が起きた、あるいは事態が生じたことについて千葉県、富津市に報告します。
- 。そのような事態が生じないよう努力することが当社の使命と考えています。

7.法的責任

。当社に責任があると認識しています。

8.放射性物質が流出した場合の処置

- 。水が出た場合は 6。と同じです。
- ・廃棄物そのものが流出した場合は重機作業、手作業で回収します。
- 。そのようなことが起こらないよう処分場管理、水処理管理を徹底していきます。

。現在埋立を行っている埋立地は処分場境界から直線で約 1 キロメートル上流に位置しています。地形も湾曲しています.. (→図面)。かなり大きな地震が起こっても埋立てられた廃棄物が処分場外にどっと流出する可能性は低いのではないかと思います。..

9.①放射性物質が外に出る可能性

・絶対にはないとは言えません。..

②遮水シートの耐久性

- ・200 年までの耐用年数は考えられていないと思われます。
- 。当社の場合遮水シートの下に岩盤があります。泥岩は難透水性です。透水性のある火山灰層でも粘土鉱物によりセシウムは吸着されるという地質学者もいます。火山灰層にどの程度の吸着能力があるかテストをお願いしています。

③処分場が崩壊しないことの証明

- ・証明はできませんが、可能性は低いと思われます。
- また、そのようなことが起こらないよう努力します。

10.資金的、体制的保証

- ・資金的には保険に加入しております。
- ・体制的には前文に書いたような、当社にできる努力を行います。
- 。当社で対応することが不可能な事態もありうると思われますので、前文に記したように国による援助の枠組みを作ってもらうことも必要と思われます。

11.基準の安全性

- ・8,000 ベクレル/キログラム以下であれば「安全」とは考えていません。
- 基準値がいくつであれ、埋立地の管理、水処理の管理を慎重に行い、周辺の皆さんに迷惑をかける努力をすることが大切と思います。
- ・水処理の新しい技術の模索等、当社の立場でできることを誠実に実行したいと思います。

12.かずさクリーンシステムさんのばいじんについて

特別措置法が施行され、ばいじんの埋立が困難と思われたので平成 24 年 1 月 20 日にすべてのばいじんの搬入をお断りしました。

その後ばいじんに雨水が入らないような埋立方法を考え現場の体制をとりましたので、現在は搬入可能と考えています。

かずさクリーンシステムさんにも搬入停止を要請しました。

それを受けてかずさクリーンシステムさんは、ばいじんの保管ができるよう設備改修工事を行っ

ているようです。その工事が完成するまで発生するばいじんを引き受けてくれという四市からの要請があり、その分の受け入れをいたしました。

設備改修が完成したのち当社に搬入されるのか場内に保管されるのか、連絡を受けておりません